

公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構
令和3年度 第1回 評議員会議事録

- 1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容及び評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
 - (1) 第1号議案のとおり、松本竜三を評議員に選任する。
 - (2) 第2号議案のとおり、矢野英樹を理事に選任する。
 - (3) 第3号議案のとおり、林 毅を理事に選任する。
 - (4) 第4号議案のとおり、大路裕子を理事に選任する。
 - (5) 第5号議案のとおり、松枝俊明を理事に選任する。
 - (6) 第6号議案のとおり、芳川一宏を理事に選任する。
 - (7) 有価証券の売買についての通知事項を評議員会に報告することを要しないことについて同意する。
 - (8) (1)～(6)の議案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる日及び(7)の通知事項の評議員会への報告があったものとみなされる日は令和3年5月14日とする。
- 2 評議員会の決議があったものとみなされた事項の提案者
理事長 中田佳恵
- 3 評議員会の決議があったものとみなされた日及び評議員会への報告があったものとみなされた日
令和3年5月14日(金)
- 4 議事録の作成に係る職務を行った者
理事長 中田佳恵
- 5 評議員総数9名の同意書
別添のとおり

令和3年4月28日、理事長中田佳恵が評議員の全員に対して評議員会の決議の目的である事項について上記1(1)～(6)及び(8)の内容の提案書を発し、当該提案につき令和3年5月14日までに評議員の全員から書面により同意する旨の意思表示を得たので、評議員会運営規程第9条に基づき、当該提案を承認可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

また併せて、同日付で理事長中田佳恵が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項について上記1(7)及び(8)の内容の通知書を発し、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき令和3年5月14日までに評議員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、評議員会運営規程第10条に基づき、当該事項が評議員会への報告があったものとみなされた。

以上のとおり、評議員会の決議があったものとみなされたこと及び評議員会への報告があったものとみなされたことを明確にするため、この議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

令和3年5月14日

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構

理事長 中 田 佳 恵 印

第1号議案

評議員の選任に関する件

下記の者を評議員に選任する。

記

1 評議員候補者

(新) 松 本 竜 三 (大阪広域水道企業団副企業長)

(旧) 吉 田 景 司 (前 大阪広域水道企業団副企業長)

2 任 期

定款第12条第2項の規定に基づき、今回選任する評議員の任期は、令和3年5月14日から令和3年6月に開催する定時評議員会の日までとする。

第2号議案

理事の選任に関する件

下記の者を理事に選任する。

記

1 理事候補者

(新) 矢野英樹 (三重県地域連携部水資源・地域プロジェクト課
参事兼課長)

(旧) 山口成大 (前 三重県地域連携部水資源・地域プロジェクト課
参事兼課長)

2 任期

定款第25条第3項の規定に基づき、今回選任する理事の任期は、令和3年5月14日から令和3年6月に開催する定時評議員会の日までとする。

第3号議案

理事の選任に関する件

下記の者を理事に選任する。

記

1 理事候補者

(新) 林 毅 (滋賀県琵琶湖環境部次長)

(旧) 中 田 佳 恵 (前 滋賀県琵琶湖環境部次長)

2 任 期

定款第25条第3項の規定に基づき、今回選任する理事の任期は、令和3年5月14日から令和3年6月に開催する定時評議員会の日までとする。

第4号議案

理事の選任に関する件

下記の者を理事に選任する。

記

1 理事候補者

(新) 大 路 裕 子 (京都府府民環境部公営企画課参事)

(旧) 榎 戸 芳 文 (前 京都府府民環境部公営企画課参事)

2 任 期

定款第25条第3項の規定に基づき、今回選任する理事の任期は、令和3年5月14日から令和3年6月に開催する定時評議員会の日までとする。

第5号議案

理事の選任に関する件

下記の者を理事に選任する。

記

1 理事候補者

(新) 松 枝 俊 明 (大阪府政策企画部広域調整室事業推進課参事)

(旧) 川 上 卓 (前 大阪府政策企画部広域調整室広域インフラ課長)

2 任 期

定款第25条第3項の規定に基づき、今回選任する理事の任期は、令和3年5月14日から令和3年6月に開催する定時評議員会の日までとする。

第6号議案

理事の選任に関する件

下記の者を理事に選任する。

記

1 理事候補者

(新) 芳 川 一 宏 (奈良県水循環・森林・景観環境部水資源政策課長)

(旧) 池 田 昌 義 (前 奈良県水循環・森林・景観環境部
水資源政策課長)

2 任 期

定款第25条第3項の規定に基づき、今回選任する理事の任期は、令和3年5月14日から令和3年6月に開催する定時評議員会の日までとする。

通知事項（報告事項）

有価証券の売買について

1 今回の売買について

- [政府保証第 355 回日本高速道路保有・債務返済機構債券（20 年）10 億円(0.493%)]を売却し、
[第 260 回日本高速道路保有・債務返済機構債券（30 年）10 億円(0.651%)]を購入した。
(約定日：令和3年3月11日 / 受渡日：令和3年3月15日)
- 本件については、令和3年3月11日開催の資金運用委員会において審議し、承認された上で実施した。

2 売買の理由について

- 購入債券は、当機構資金管理・運用規程第4条第1項第4号の特別法人債の債券に該当する財投機関債であり、格付け機関による格付けは国債と同等であることから、安全性が高いこと。
- 保有債券の売却単価が、購入債券の取得単価を上回っており、売買による利益が得られること。
- 購入債券の利率が、売却債券の利率を上回っており、毎年の利息収入が増加すること。

3 今回の売買による収益の改善について

(1) 売買による利益（受渡日：R3.3.15）

- ・保有債券（額面 10 億円）を 10 億円で売却し、購入債券（額面 10 億円）を 9 億 9,500 万円で取得したため、500 万円の売買益を得ることができた。
- ・売却債券の経過利息が 1,553,287 円で、購入債券の経過利息が 1,587,369 円であることから、34,082 円の差額負担が発生した。
- ・以上のことから、今回の売買により、4,965,918 円の利益を得ることができた。

売買	銘柄	利率 (%)	額面 (百万円)	売買金額 (百万円)	経過利息 (円) (受渡日：3/15)	受渡金額 (円)
売却	政府保証第 355 回 日本高速道路保有・債務返済機構債券 (直近の利払日：R2.11.20)	0.493	1,000	1,000	1,553,287 ※経過日数：115 日 (11/21~3/15)	1,001,553,287
購入	第 260 回 日本高速道路保有・債務返済機構債券 (発行日：R2.12.16)	0.651	1,000	995	1,587,369 ※経過日数：89 日 (12/17~3/15)	996,587,369
売却債券—購入債券				5	△ 34,082	4,965,918 …①

(2) 利息収入の増加（受渡日の翌日（R3.3.16）から売却債券の満期日（R20.7.30）まで）

- ・ 利率 0.493% の債券を 10 億円分売却し、利率 0.651% の債券を 10 億円分購入したことから、令和 3 年度以降の利息収入が、年 158 万円増加することになった。
- ・ 今回の売買により、売却債券を満期日の令和 20 年 7 月 30 日まで保有し続けた場合と比べ、利息収入が累計で 27,453,041 円増加することになった。

売 買	銘 柄	利率 (%)	額面 (億円)	R2 年度 (3/16~3/31) 16 日間 (円)	R3~R19 年度 (17 年間)	R20 年度 (4/1~7/30) 121 日間 (円)	累 計 (円)
売 却	政府保証第 355 回 日本高速道路保有・ 債務返済機構債券 (満期日：R20.7.30)	0.493	10	216,109	493 万円 ×17 年	1,634,328	85,660,437
購 入	第 260 回 日本高速 道路保有・債務返済 機構債券 (満期日：R32.9.20)	0.651	10	285,369	651 万円 ×17 年	2,158,109	113,113,478
購入債券—売却債券				69,260	158 万円 ×17 年	523,781	27,453,041 …②

(3) 収益の改善

- ・ 今回の売買により、売却債券の満期日である令和 20 年 7 月 30 日までの累計で、収益が 32,418,959 円
(①4,965,918 円+②27,453,041 円) 改善することとなった。